

件名	障がい者採用試験について
受付日	令和4年11月10日
ご意見・ご提案の概要	<p>障がい者採用試験の申込みについて、障がいにより電子申請ができない場合を考えてほしい。</p> <p>また、試験問題について、障がい種別の教養問題としてほしい。</p>
県の考え方	<p>職員採用試験の申込方法については、原則、電子申請としているところですが、障がいの有無にかかわらず、ご事情、ご希望に応じて紙申請でも受け付けています。</p> <p>今後、全ての試験において、電子申請に限らない方法で申込みができることを、試験案内に分かりやすく記載してまいります。</p> <p>また、試験問題については、正規職員として職務を遂行することができる能力を有する方であるか判断するため、今後も引き続き、障がいの種別によることのない教養問題により採用試験を実施することが必要と考えております。</p>
担当課	総務部 人事課 人事委員会事務局 職員課